

検察官の定年ないし勤務延長に関する国家公務員法等の一部を改正する  
法律案に反対し、同法案の拙速な審議に抗議する会長声明

2020（令和2）年3月13日、内閣は、国家公務員法等の一部を改正する法律案を国会に提出した。同法案に対しては野党のみならず与党の一部からすら反対の声があがっているにもかかわらず、報道によれば、強行採決もあり得るとの状況である。

同法案第4条は、検察庁法の一部を改正し、

①検察官の定年を現行の63歳から65歳へ段階的に引き上げ、

②内閣又は法務大臣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案して」、「公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として」内閣等が定める事由があると認める場合には65歳の定年後も最長3年間勤務を延長させることができるようにし、

③63歳以降は、原則として高検検事長、地検検事正等の一定の高位の官職にとどまれなくし（以下「役職定年制」という。）、

④役職定年制の特例措置として、前記②と同様の要件がある場合には、63歳以降もこれらの官職を継続できる

こととするものである。

この改正案によれば、内閣及び法務大臣の裁量によって検察官の人事に恣意的に介入をすることが可能となる。しかし、そもそも検察官は、刑事手続における起訴権限を独占し、時の権力者を含む政治家をも捜査・起訴できるなど、他の国家公務員とは異なる特殊かつ強大な権限を有するため、行政組織の一部でありつつも「準司法官」として不偏不党で独立して職務を行うことが求められる。だからこそ、検察庁法は、1947（昭和22）年制定時に、検察官には例外を認めない旨の政府答弁がなされているし、1981（昭和56）年の国家公務員法改正時においても、検察官の定年延長に関して国家公務員法の適用がない旨の政府答弁がなされているのである。

政治的中立性が殊に求められる検察官の人事に時の内閣又は法務大臣が干渉できるようになれば検察官の独立が侵される危険があり、憲法の定める三権分立の理念に反する。また、国民が検察官の公平性、独立性に疑義を持つ懸念もあり、検察官の職務

執行に支障がでる可能性すらある。

このように重大な問題を孕む本法案を、政府及び与党は国家公務員法改正との一括法案とした上で、法務委員会との連合審査とすることすらなくわずか数時間の審議で成立させようとし、強行採決すらあり得るといふ。新型コロナウイルス対策での緊急事態宣言が継続する中、なぜかくも性急かつ強引に検察庁法の改正を進めるのか理解に苦しむところである。

当会は、憲法の三権分立の理念から、検察官定年延長及び役職定年制に関する検察庁法改正に反対するとともに、拙速な審議に断固として抗議する。

2020年5月15日

佐賀県弁護士会

会長 富永洋一